



島根県報

平成16年 3月19日 (金)
第 1,556 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定	(")	2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	3
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	(")	3
換地処分	(農村整備課)	4
県営土地改良事業の工事の完了	(")	4
解除予定保安林	(森林整備課)	4
保安林予定森林 (2件)	(")	5
保安林の指定	(")	6
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	9
河川区域の指定	(河川課)	10
都市計画事業変更の認可	(都市計画課)	10
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値	(建築住宅課)	10
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	(審査課)	16

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧 (2件)	(環境生活総務課)	17
-----------------------------	-----------	----

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部)	18
島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	(")	20

公安告示

道路の交通に関する規制告示の廃止	(警察本部)	20
------------------	--------	----

正 誤

平成16年 1月30日付け島根県報第1,542号中	(森林整備課)	20
平成16年 2月27日付け島根県報第1,550号中	(")	21
平成16年 3月 4日付け島根県報第1,552号中	(")	21

告 示

島根県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
D・C・B薬局浜乃木中央薬局	松江市浜乃木6丁目1-65	平成16年1月31日

島根県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 坂設備	隠岐郡西ノ島町大字美田2156	福祉用具貸与	福祉用具のさか	隠岐郡西ノ島町大字美田2156	平成16年2月1日

島根県告示第275号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 米原設計	居宅介護	ケアステーション やわらぎ	出雲市知井宮町1192	平成16年3月9日

島根県告示第276号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 米原設計	居宅介護	ケアステーション や わらぎ	出雲市知井宮町1192	平成16年 3 月 9 日

島根県告示第277号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 米原設計	居宅介護	ケアステーション や わらぎ	出雲市知井宮町1192	平成16年 3 月 9 日

島根県告示第278号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 6 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
中村歯科医院	出雲市今市町北本町1 - 7 - 15	平成15年10月 1 日
しまね薬局大田店	大田市大田町吉永字柳ヶ坪1564 - 3、1564 - 10	平成15年10月 1 日
有限会社メディアカル・シーズ・コーポレーション シーズ薬局 高田町店	浜田市高田町19 - 1	平成15年10月 1 日
プラタナス薬局	平田市平田町953 - 9	平成15年10月22日
ディー・シー・ビー薬局 朝日町店	松江市東朝日町151 松江サティ内	平成15年10月30日
いんべ杉谷内科小児科医院	松江市東忌部町83 - 22	平成15年11月 1 日
あけぼの調剤薬局	益田市あけぼの西町15 - 8	平成15年11月 1 日
大石内科医院	浜田市黒川町115 - 1	平成15年11月19日
出雲医院	出雲市駅北町5 - 1	平成15年11月19日
西島歯科医院	浜田市京町36 - 2	平成15年11月21日
三浦医院	八束郡東出雲町大字揖屋町1178 - 6	平成16年 1 月 1 日
医療法人ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田785 - 1	平成16年 1 月 1 日
D・C・B薬局県立中央病院前店	出雲市姫原 2 丁目7 - 2	平成16年 2 月 5 日
D・C・B薬局ラピタ店	出雲市今市町87	平成16年 2 月 5 日
依薬局本店	浜田市蛭子町39	平成16年 2 月20日

島根県告示第279号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
中村歯科医院	出雲市今市町北本町1-7-2	平成15年9月30日
順天堂薬局下本郷店	益田市下本郷町901-31	平成15年10月1日
久家薬局	平田市平田町1312	平成15年10月22日
出雲医院	出雲市今市町南本町21-3	平成15年11月18日
三浦医院	八束郡東出雲町大字揖屋町1178-6	平成15年12月31日
ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田785-1	平成15年12月31日

島根県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月10日付けで県営土地改良事業に係る北三瓶地区第2工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第281号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
下三所地区 農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成15年12月20日
熊萱地区 農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成16年3月2日
飯石北（三刀屋）地区（粟谷谷地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年11月28日

島根県告示第282号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

1 解除予定保安林の所在場所

松江市東長江町字矢ノ奥1046 2、1048 2、西谷町字牛切1376 2から1376 5まで、荘成町字一ノ谷473 3、473 4、字塩谷502 3、字奥山557 5から557 7まで、古曾志町字杉田1685 2、西生馬町字奥山554 9、字古池590 2、590 5、字郷戸591 2、東生馬町字オノ奥596 2、597 2、字大谷660 26、字平ノ上727 2、728 4、上佐陀町字堀ノ内556 2、558 2、字米門560 2、字加茂志573 2、字矢田600 2、字金氏664 3、672

2、字金氏奥673 2から673 4まで、下佐陀町字稲内1560 2、1560 3、字鏡1557 2、字平田1594 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第283号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

能義郡伯太町大字安田関643、644、647から649まで、650 2、651から654まで、657続1、657 2から657 48まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字安田関657 2・657 37・657 43・657 44（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第284号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口460、口462 - 甲、口897 2、口897 9から口897 11まで、口897 22、口897 23、口908

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野八473内1、八826 1、八826 2、八828 1、八828 6、八835 1、八1055 1、八1137

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第285号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字宮内字佐田795、字佐田ノ奥1725、1728 1、1728 2、1729 1、1729 2、1730内1、1730 2、1731、1731内1、1732から1734まで、1734内1、1735、1736 1から1736 4まで、1737、字佐田ノ上1726 1、1726 5から1726 18まで、1726 20から1726 27まで、1746、字奥床原1727 3から1727 9まで、1727 11

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第286号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
瑞穂町	平成12年度～15年度	54枚	1冊	荻原 3	平成16年 3 月10日
金城町	平成 5 年度～15年度	338枚	2冊	七条	平成16年 3 月10日
江津市	平成14年度～15年度	36枚	1冊	平田 5 区	平成16年 3 月10日
邑智町	平成13年度～15年度	23枚	1冊	信喜	平成16年 3 月10日
掛合町	平成11年度～15年度	53枚	1冊	波多	平成16年 3 月10日
掛合町	平成11年度～15年度	56枚	1冊	入間 4	平成16年 3 月10日
浜田市	平成14年度～15年度	65枚	1冊	佐野町 3	平成16年 3 月10日

島根県告示第287号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路の管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	松江停車場線	松江市朝日町475番 8 地先から同町589番 8 地先まで	前	メートル 60.00～ 82.00	メートル 21.00	松江土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	60.50～ 82.00	21.00		
"	海潮穴道線	八束郡宍道町大字上来待2567番地先から同大字3474番 1 地先まで	前	3.00～ 15.80	100.00	"	"
			後	6.50～ 15.80	100.00		
"	静間久手停車場線	大田市烏井町烏井字八幡原471番 6 地先から同字497番 6 地先まで	前	3.30～ 6.70	218.00	"	"
			後	11.00～ 25.00	218.00		
"		邇摩郡温泉津町福波大字福光八1399番 2 地先から同地番先まで	前	8.00～ 37.00	46.00	大田土木建築事務所	"
			後	35.60～ 57.40	46.00		
		邇摩郡温泉津町福波大字福光八1405番 1 地先から同大字八1407番 1 地先まで	前	13.60～ 21.00	74.60		"
			後	26.00～ 51.40	74.60		

		美濃郡匹見町大字紙祖 口517番地先から同大 字口15番 1 地先まで	後 A	3.40 ~ 10.80	1,700.00	は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ	
			後 B	9.20 ~ 31.00	1,400.00		
		美濃郡匹見町大字紙祖 口15番 1 地先から同大 字口14番 3 地先まで	前	7.00	80.00		"
			後	11.00	80.00		
"	美都匹見線	美濃郡匹見町大字落合 イ126番 1 地先から同 大字イ82番 2 地先まで	前	3.00 ~ 6.00	680.00	"	
			後	6.00 ~ 18.50	675.00	"	
"	須川谷日原 線	鹿足郡日原町大字滝谷 字オノ神道下806番地 先から同大字字トラエ キ1280番 9 地先まで	前	4.60 ~ 10.00	405.80	津和野土木 事 務 所	
			後	8.00 ~ 48.60	405.80		
		鹿足郡日原町大字相撲 ヶ原字ミチ下タノ切 1306番 5 地先から同字 1306番 6 地先まで	前	4.20 ~ 7.40	241.00		"
			後	4.60 ~ 35.20	241.00		"

島根県告示第288号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する土木 建築事務所の 名称	備 考
県 道	海潮穴道線	八束郡穴道町大字上来待2567番地先から同大字3474番 1 地先まで	メートル 100.00	平成16年 3月19日	松 江 土 木 建 築 事 務 所	
"	木次直江停 車場線	大原郡加茂町大字三代1822番24地先から同大字618番 1 地先まで	213.00	"	木 次 土 木 建 築 事 務 所	
"	松江木次線	大原郡大東町大字飯田303番16地先から同大字334番 1 地先まで	250.00	"	"	
"	和江港大田 市停車場線	大田市長久町長久字上川原八7番2地先から同市大田町大田字南代イ25番 1 地先まで	444.00	平成16年 3月20日	大 田 土 木 建 築 事 務 所	
"	川本大家線	邑智郡川本町大字谷戸2948番 1 地先から同地番先まで	88.00	平成16年 3月26日	川 本 土 木 建 築 事 務 所	

”	一の瀬折居線	那賀郡三隅町大字室谷574番1地先から同大字557番1地先まで	180.00	平成16年3月19日	浜田土木建築事務所	
---	--------	---------------------------------	--------	------------	-----------	--

島根県告示第289号

二級河川銚子川水系銚子川（銚子ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域とする。

「次の図面」は、省略し、土木部河川課及び隠岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成10年島根県告示第181号、平成14年島根県告示第655号出雲都市計画道路事業3・4・27国道9号有楽町線及び3・4・30号二京町三京町線

3 事業施行期間

平成10年2月31日から平成19年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

島根県告示第291号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第12条第2項の規定に基づき、利便性に係る数値を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第6条の規定により告示し、平成16年4月1日から施行する。

島根県営住宅の条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成13年島根県告示第169号、平成13年島根県告示第316号、平成14年島根県告示第832号、平成14年島根県告示第938号及び平成15年島根県告示第950号）は、廃止する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄田信義

所在地	団地の名称	区 分	建設年度	利便性に係る数値
松 江 市	幸 町	高層耐火構造10階建	平成 2	0.99
			平成 4	
	長 者 原	中層耐火構造 4 階建	昭和60	0.96
			中層耐火構造 3 階建	
	山 代	低層耐火構造 2 階建	平成 6	0.97
	古 志 原	中層耐火構造 4 階建	平成 3	0.92
			平成 4	
			平成 5	
	浜 佐 陀	中層耐火構造 4 階建	平成 4	0.89
			中層耐火構造 3 階建	
	湫 北 台	中層耐火構造 4 階建	昭和43	0.90
			昭和44	
			昭和45	
			昭和46	
	第 二 山 代	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.95
			昭和58	
			昭和59	
		簡易耐火構造 2 階建	昭和52	0.94
	八 幡	中層耐火構造 4 階建	昭和48	0.90
			昭和49	
	八 重 垣	中層耐火構造 4 階建	昭和50	0.89
			昭和52	
昭和53				
茶 臼 山	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.94	
		昭和54	0.95	
比 津 が 丘	高層耐火構造10階建	昭和54	0.93	
		昭和55		
	高層耐火構造 9 階建	昭和56		
	中層耐火構造 4 階建	昭和55		
	中層耐火構造 3 階建	昭和56		
		昭和57		
湖 北	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.87	
東 津 田	中層耐火構造 4 階建	昭和57	0.90	
		昭和58		
第 二 湫 北 台	中層耐火構造 3 階建	昭和59	0.91	
		昭和60		
		昭和61		
		昭和62		
新 古 曾 志	中層耐火構造 3 階建	昭和62	0.90	
		昭和63		

			平成元	
			平成2	
			平成3	
			平成4	
	津田明神	中層耐火構造4階建	昭和62	0.95
	西津田	中層耐火構造4階建	昭和63	0.91
	東光台	耐火構造2階建	平成3	0.92
	古江	中層耐火構造4階建	平成13	0.90
		中層耐火構造3階建	平成13	
浜田市	熱田	簡易耐火構造平家建	昭和34	0.90
	瀬戸ヶ島	簡易耐火構造平家建	昭和35	0.94
	緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成5	0.99
	周布	中層耐火構造3階建	昭和63	0.92
			平成元	
	小福井	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.92
			昭和43	
	汐入	中層耐火構造4階建	昭和52	0.95
			昭和53	
			昭和55	0.97
			平成7	
			平成8	
		簡易耐火構造2階建	昭和55	0.95
	内田	簡易耐火構造平家建	昭和44	0.88
	浜田漁民	中層耐火構造4階建	昭和45	0.94
			昭和46	
	二反田	中層耐火構造3階建	平成9	0.99
			平成10	
	石原	中層耐火構造4階建	昭和54	0.95
			昭和55	
黒川	中層耐火構造4階建	昭和57	0.97	
		昭和59		
日脚	中層耐火構造3階建	昭和60	0.94	
		昭和61		
		昭和62		
		昭和63		
笠柄	中層耐火構造3階建	平成元	0.97	
		平成2		
		平成3		
		平成4		
		平成5		
	下沢	簡易耐火構造平家建	昭和35	0.94

出 雲 市	天 神	中層耐火構造 4 階建	昭和42	0.97
			昭和44	
			平成 5	
		中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.98
			平成 3	
			平成 4	
	上 島	簡易耐火構造 2 階建	昭和39	0.90
	下 古 志	簡易耐火構造平家建	昭和40	0.93
	来 原	簡易耐火構造平家建	昭和41	0.93
	古 志	中層耐火構造 4 階建	昭和45	0.94
			昭和46	
	小 山	中層耐火構造 4 階建	昭和47	0.97
			昭和48	
			昭和49	
			昭和50	
	浜 山	簡易耐火構造 2 階建	昭和52	0.94
	一 の 谷	中層耐火構造 4 階建	昭和53	0.96
			昭和54	
	大 津	中層耐火構造 4 階建	昭和56	0.97
			昭和57	
昭和58				
昭和59				
中層耐火構造 3 階建		昭和58		
塩 冶	中層耐火構造 4 階建	昭和62	0.98	
	中層耐火構造 3 階建	昭和60		
有 原	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98	
		平成 2		
今 市	耐火構造 2 階建	平成14	0.99	
久 城	染 羽	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.97
			沖 田	中層耐火構造 3 階建
	簡易耐火構造 2 階建	昭和47	0.98	
		昭和48		
		昭和49		
		昭和50		
		昭和51		
		昭和52		
		昭和53		
		昭和54		
簡易耐火構造平家建	昭和47			
	昭和48			
	昭和49			

益 田 市			昭和50	
			昭和51	
	久 城 東	中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.94
	矢 田	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.96
	高 津	中層耐火構造 4 階建	平成 3	0.98
			平成 5	
			平成 6	
		中層耐火構造 3 階建	平成 4	
	原 浜	中層耐火構造 4 階建	昭和55	0.96
			昭和58	
			昭和57	
	高 角	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.96
			昭和59	
			昭和60	
昭和61				
		平成元		
土 井	木造 2 階建	昭和58	0.93	
新 矢 田	中層耐火構造 3 階建	昭和62	0.98	
吉 田 南	中層耐火構造 3 階建	平成 3	0.98	
		平成 4		
		平成 5		
飯 田	中層耐火構造 3 階建	平成 7	0.98	
		平成 8		
		平成 9		
吉 田	高層耐火構造 6 階建	平成14	1.00	
大 田 市	沢 田	中層耐火構造 3 階建	平成10	0.98
			平成11	
			平成12	
諸 友	中層耐火構造 3 階建	昭和54	0.97	
		昭和55		
安 来 市	臼 井	簡易耐火構造平家建	昭和38	0.94
			昭和39	
			昭和40	
			昭和41	
	東 臼 井	中層耐火構造 4 階建	平成11	1.00
			平成12	
			平成12	
		耐火構造 2 階建	平成11	
神 塚	中層耐火構造 3 階建	平成10	1.00	
		平成11		
和 田	中層耐火構造 4 階建	昭和58	0.97	
		昭和59		

			昭和61	
			昭和62	
江 津 市	星 島	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.93
			昭和43	
	沖 の 浜	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.91
			昭和53	
	新 星 島	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.96
			昭和55	
			昭和57	
	青 山	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.95
			昭和59	
			昭和60	
			昭和61	
	渡 津	中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.98
平成 7				
平 田 市	灘 分	中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.97
			中層耐火構造 4 階建	昭和49
	牧 戸	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.98
			平成12	
	小 境	中層耐火構造 3 階建	昭和58	0.94
			昭和59	
		簡易耐火構造 2 階建	昭和60	
			昭和61	
	駅 南	中層耐火構造 3 階建	平成 5	1.00
	八束郡東出雲町	揖 屋	中層耐火構造 4 階建	昭和40
昭和41				
平成元				0.98
羽 入		中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98
			平成 2	
			中層耐火構造 4 階建	昭和53
簡易耐火構造 2 階建	昭和54			
昭和53				
八束郡玉湯町	湯 町	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.95
八束郡宍道町	宍 道 緑 が 丘	中層耐火構造 3 階建	平成13	1.00
			耐火構造 2 階建	
飯石郡掛合町	上 郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56	0.93
飯石郡赤来町	赤 名	簡易耐火構造 2 階建	昭和53	0.90
			昭和54	
			昭和55	
直 江	中層耐火構造 3 階建	昭和61	0.95	
		昭和63		

簸川郡斐川町	莊 原	中層耐火構造3階建	平成2	0.99
			平成7	
			平成8	
			平成9	
簸川郡大社町	山 内	中層耐火構造3階建	平成13	0.97
			平成14	
		耐火構造2階建	平成13	
			平成14	
邑智郡大和村	上 野	簡易耐火構造平家建	昭和50	0.89
	都 賀 行	簡易耐火構造2階建	昭和53	0.92
邑智郡羽須美村	口 羽	簡易耐火構造2階建	昭和53	0.89
邑智郡石見町	矢 上	中層耐火構造3階建	昭和59	0.93
			昭和61	
那賀郡旭町	旭 イ ン タ ー	木造2階建	平成13	0.96
那賀郡三隅町	三 隅 駅 前	中層耐火構造4階建	昭和58	0.95
	向 野 田	木造2階建	昭和58	0.91
	第 二 向 野 田	木造2階建	昭和58	0.91
美濃郡美都町	仙 道	簡易耐火構造平家建	昭和52	0.90
			昭和53	
			昭和55	
	山 陵	簡易耐火構造平家建	昭和51	0.90
川 東	簡易耐火構造平家建	昭和54	0.91	
椎 ノ 木	簡易耐火構造平家建	昭和56	0.90	
鹿足郡津和野町	桂 川	簡易耐火構造2階建	昭和53	0.96
			昭和54	
鹿足郡日原町	青 原	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.90
鹿足郡六日市町	溝 上	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.93
			昭和51	
			昭和53	
	皆 富	簡易耐火構造2階建	昭和55	0.93
昭和56				
隠岐郡西郷町	船 原	中層耐火構造3階建	平成12	0.98
			昭和54	
	宮 城 ケ 丘	中層耐火構造3階建	昭和55	0.96
			昭和56	
月 無	中層耐火構造3階建	平成11	0.99	
隠岐郡西ノ島町	新 由 良	木造2階建	平成12	0.98
		木造平家建	平成12	

島根県告示第292号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により、島根県収入証紙の売りさばき人を次の

とおり指定したので同条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成16年 3 月 9 日	964	大田市長久町長久八 7 1 大田集合庁舎内食堂	大田市大田町大田口782 有限会社山陰食品センター 代表取締役 橋口 四郎

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 申請のあった年月日

平成16年 3 月 9 日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 C D C

(3) 代表者の氏名

石原和子

(4) 主たる事務所の所在地

松江市西川津町1543番地 1

(5) 定款に記載された目的

この法人は、真摯に自己の職業能力の開発及び技能向上を希望するものに対して、その機会を提供する事業を行い、専門的能力を備えた人材を育成することによって山陰地方の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(6) 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

(7) 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 週間

(8) 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 申請のあった年月日

平成16年 3 月11日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 しまねの風

(3) 代表者の氏名

矢口伸二

(4) 主たる事務所の所在地

浜田市紺屋町43番地5

(5) 定款に記載された目的

この法人は、島根県が、豊富な自然環境と調和の取れた均衡ある発展、大気汚染・地球温暖化防止先進地域となる事を目指し、島根県民及び中国地方の人々に対して、風力を中心とした新エネルギーの利用を普及させるための事業を行うとともに、そこから派生する環境関連事業立上げの為の支援を行い、地域と地球環境の保護、そして地域経済活性化に寄与することを目的とする。

(6) 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

(7) 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

(8) 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第3号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第9条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条の2関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道（中国縦貫自動車道）	鹿足郡六日市町大字田野原地内山口県境から鹿足郡六日市町大字蓼野地内山口県境まで
高速自動車国道（中国横断自動車道・広島浜田線）	邑智郡瑞穂町大字市木地内広島県境から浜田市下府町355番地先まで
高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）	飯石郡三刀屋町大字三刀屋1282番先から松江市乃白町971番先まで
一般国道9号（安来道路）	安来市吉佐町地内鳥取県境から八束郡東出雲町大字出雲郷831番1先まで

一般国道 9 号 (江津道路)	江津市嘉久志町イ568番先から浜田市後野町2174番内 1 先まで
一般国道 9 号	安来市吉佐町地内鳥取県境から大田市静間町977番 1 先まで
一般国道 9 号	邇摩郡温泉津町福波大字福光136番 6 先から鹿足郡津和野町大字野坂地内山口県境まで
一般国道 9 号	浜田市原井町912番 2 先から浜田市笠柄町 5 番先まで
一般国道 9 号 (バイパス)	江津市渡津町570番 1 先から江津市嘉久志町イ405番先まで
一般国道 9 号 (松江道路)	八束郡東出雲町大字出雲郷831番 1 先から八束郡玉湯町布志名482番 1 先まで
一般国道54号	飯石郡赤来町大字上赤名地内広島県境から八束郡宍道町大字佐々布204番 1 先まで
一般国道191号	益田市飯浦町地内山口県境から益田市中吉田町281番 2 先まで
一般国道431号	松江市打出町250番 1 先から松江市末次本町86番 2 先まで
一般国道431号	出雲市大島町56番 3 先から出雲市長浜町3057番12先まで
主要地方道 松江鹿島美保関線	松江市袖師町 3 番先から松江市末次本町86番 2 先まで
主要地方道 宍道インター線	八束郡宍道町大字佐々布3476番 3 先から八束郡宍道町大字佐々布2159番34先まで
一般県道 馬潟港線	松江市富士見町 2 番先から松江市馬潟町字帰り木38番 1 先まで
一般県道 浜田商港線	浜田市長浜町768番先から浜田市長浜町230番 6 先まで
一般県道 浜田商港線 (複線)	浜田市長浜町1379番 2 先から浜田市長浜町768番先まで
一般県道 江津インター線	江津市嘉久志町イ1681番 6 先から江津市嘉久志町イ421番 2 先まで
市道 打出 2 号線	松江市打出町210番先から松江市打出町237番 1 先まで
市道 後谷中央線	松江市打出町237番 1 先から松江市東長江町902番56先まで
市道 後谷 4 号線	松江市東長江町902番61先から松江市東長江町902番26先まで
市道 浜田361号線	浜田市原井町912番 3 先から浜田市原井町947番 1 先まで
市道 中島 3 号線	安来市赤江町字武嶺1891番 2 先から安来市赤江町字武嶺1953番 1 先まで

町道 空口線	邇摩郡温泉津町福波大字吉浦374番7先から邇摩郡温泉津町福波大字吉浦149番2先まで
臨港道路 福井1号線	浜田市原井町2247番1先から浜田市熱田町2135番1先まで

附 則

- この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の島根県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則第9条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第4号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

本部署別	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡查部長	巡 査	計		
警 察 本 部	44	71	132	73	95	415	203	618
警 察 署	26	72	260	333	324	1,015	120	1,135
計	70	143	392	406	419	1,430	323	1,753

附 則

この規則は、島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第25号）の施行の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第26号

道路の交通に関する規則（昭和36年島根県公安委員会告示第30号）は廃止し、平成16年4月1日から施行する。ただし、同日前に島根県公安委員会が道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項前段の規定に基づき決定した交通規制は、同日以後もなおその効力を有する。

平成16年3月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

正 誤

平成16年1月30日付け島根県報第1,542号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	始めから 3	小坂	野坂

平成16年 2 月27日付け島根県報第1,550号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	11行目	土砂の流出の防備	土砂の崩壊の防備
5	下から 8 行目	字坂ノ前288 2	字坂ノ前2880 2

平成16年 3 月 4 日付け島根県報第1,552号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	後ろから 9	小坂	野坂

